

長 建 協 発 第 2 9 7 号
平成 2 7 年 1 0 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び
第66条の10第3の規定に基づく医師による面接指導の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3の規定においては、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならないこととされております。

今般、同指導において情報通信機器を用いる場合の基本的な考え方及び留意事項が厚生労働省により取りまとめられました。

つきましては、標記について、全建を通じ同省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。